

経済産業省

20220823 貿局第1号
輸出注意事項2022第22号
輸入注意事項2022第9号
経済産業省貿易経済協力局

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和4年9月1日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部改正について

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について（令和2年4月30日付け輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号）

改正後	現行						
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 輸入承認証の有効期間の延長申請について (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 適用期間 当面の間、<u>上記</u>の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 輸入承認証の有効期間の延長申請について (略)</p> <p>2 <u>事前確認又は通関時確認における提出書類について</u> 「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号）」三の6の（5）に基づく事前確認又は三の8の（7）に基づく通関時確認において提出を要する書類のうち、次に掲げる書類の原本の提出が困難である場合は、当該原本の写しの提出に替えることができるものとする。 <u>ただし、事前確認の対象となる貨物については、相手国の政府機関等から事前に当該書類の原本の写しが水産庁に送付されている場合に限る。</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 874 2154 1150"> <thead> <tr> <th>船積地域</th> <th>貨物</th> <th>書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィジー</td> <td>めばちまぐろ 又はめかじき</td> <td>「めばちまぐろ統計証明書・めばちまぐろ再輸出証明書」又は「めかじき統計証明書・めかじき再輸出証明書」 (フィジーが経由地となる場合における「統計証明書又は再輸出証明書の写しを確認したもの」を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 適用期間 当面の間、<u>上記1及び2</u>の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。</p>	船積地域	貨物	書類	フィジー	めばちまぐろ 又はめかじき	「めばちまぐろ統計証明書・めばちまぐろ再輸出証明書」又は「めかじき統計証明書・めかじき再輸出証明書」 (フィジーが経由地となる場合における「統計証明書又は再輸出証明書の写しを確認したもの」を含む。)
船積地域	貨物	書類					
フィジー	めばちまぐろ 又はめかじき	「めばちまぐろ統計証明書・めばちまぐろ再輸出証明書」又は「めかじき統計証明書・めかじき再輸出証明書」 (フィジーが経由地となる場合における「統計証明書又は再輸出証明書の写しを確認したもの」を含む。)					